

# 営業等・農業・不動産・山林所得を申告される方へ(お願い)

- 営業等・農業・不動産所得などの収入がある場合は、**所得が赤字でも申告をしてください。**
  - 申告時には必ず次の書類をご持参ください。書類がない場合は受付できない場合があります。
    - 1 収支内訳書（必ず各自で記入してきてください。）
    - 2 収入金額を証明する書類（販売証明・帳簿・通帳など）
    - 3 領収書・証明書等（農業協同組合発行の購買リスト・農業共済組合が発行する水稻共済金・無事戻金の各振込みのお知らせ）・市発行の減価償却表など
- 新しく機械等（減価償却資産）を購入されたときは販売証明が必要です。**

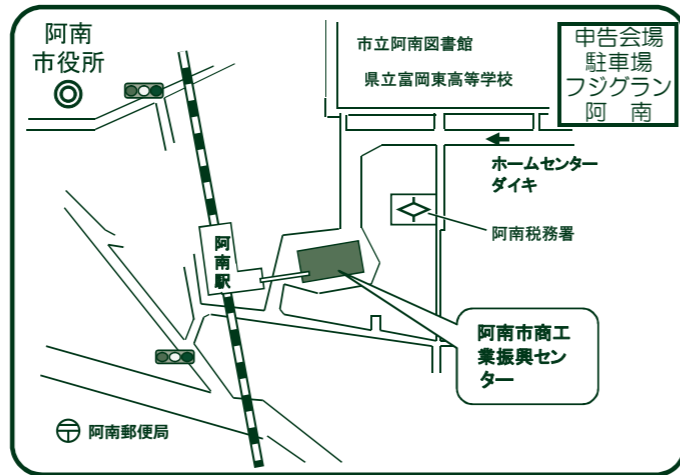
## 申告相談期間および会場

阿南税務署と合同で阿南市内全地区の方を対象に、確定申告と市・県民税の申告を受付しております。

**日時** 2月18日(月)から3月15日(金)まで  
午前9時から午後4時まで(土日は除く)

**場所** 阿南市商工業振興センター  
2階展示ホール  
※阿南市役所では申告相談を行っておりません。

車で来場の方はショッピングセンターフジグラン阿南の駐車場をご利用ください。



## 地区別出張申告相談

各会場の受付時間は、午前10時から午後4時まで(伊島漁協では午後3時まで)です。

日程	受付会場	受付できる地区	日程	受付会場	受付できる地区
2月19日(火)	長生公民館	長生	3月1日(金)	伊島漁協 加茂谷公民館	伊島 楠根・熊谷・吉井・加茂
2月20日(水)	桑野公民館	桑野・内原 山口・阿瀬比	3月4日(月)	大野老人いこいの家	上大野・中大野・下大野
2月21日(木)	羽ノ浦地域交流センター	岩脇	3月5日(火)	大井町集会所 那賀川支所	深瀬・十八女・水井 大井・大田井・細野 三栗・北中島 色ヶ島・敷地・黒地
2月22日(金)	宝田公民館 羽ノ浦地域交流センター	宝田 古庄・古毛・明見	3月6日(水)	福井町総合センター 那賀川支所	福井 大京原・原・西原 江野島・小延・島尻
2月25日(月)	羽ノ浦地域交流センター	宮倉	3月7日(木)	見能林公民館 那賀川支所	見能林・才見・中林 赤池・古津・上福井 刈屋・工地・芳崎
2月26日(火)	津乃峰総合センター 羽ノ浦地域交流センター	大湊・津乃峰 春日野・西春日野	3月8日(金)	橘町総合センター 那賀川支所	橘 今津浦・八幡・手島 豊香野・日向・中島
2月27日(水)	中野島総合センター 羽ノ浦地域交流センター	上中・柳島・横見 中庄	3月11日(月) および 3月12日(火)	新野公民館	新野
2月28日(木)	椿公民館 羽ノ浦地域交流センター	椿・椿泊 中庄・春日野・西春日野	※次の地区の方は受付会場にご注意ください。 那賀川地区 → 那賀川支所（那賀川図書館では実施していません。） 大野地区 → 大野老人いこいの家（大野公民館では実施していません。） ※富岡地区の方は、阿南市商工業振興センターをご利用ください。		

## お問い合わせ

阿南市役所税務課 ☎ 0884-22-1114

〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3 1階 7A 窓口

市・県民税については市民税係 内線2231・2232・2233・2234  
国民健康保険税については諸税係 内線2237・2238  
<http://www.city.anan.tokushima.jp/>

平成31年度(30年分所得)

# 市民税・県民税申告の手引

## 阿南市役所

市・県民税の申告につきましては、毎年市民の皆様方のご協力をいただきありがとうございます。平成31年度の市・県民税の申告書は、課税資料として重要となりますので、**3月15日**までに提出してください。

なお、無収入の方でも所得証明などの証明書が必要となる方、各種行政サービスの提供を受けるため当市での所得確認が必要となる方は、申告をお願いします。

## 申告期間 … 2月18日(月)から3月15日(金)まで

### 1 平成31年1月1日現在、阿南市に住所を有する方で、次に該当する方

- (1)前年中(平成30年1月1日～平成30年12月31日)に収入のあった方
- (2)給与所得者で次に該当する方
  - (ア)勤務先から市役所への給与支払報告書の提出がない方
  - (イ)給与以外の収入があった方  
給与所得者で給与所得以外の所得の合計が20万円以下の方は確定申告をする必要はありませんが、市・県民税の申告をする必要があります。
  - (ウ)扶養の変更や所得控除(雑損・医療費・寄附金など)の追加がある方
  - (エ)前年中に会社等を退職し、年内に再就職していない方
- (3)公的年金等の受給者で次に該当する方
  - (ア)受給先から市役所への公的年金等支払報告書の提出がない方
  - (イ)公的年金以外の収入があった方
  - (ウ)雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・寄附金税額控除などを受けようとする方  
公的年金収入の金額が400万円以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告をする必要はありませんが、市・県民税の申告をする必要があります。  
※各種控除を加えるなどし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
- (4)国民健康保険に加入されている方  
詳しくは税務課諸税係(TEL22-1114)までお問い合わせください。

### 2 平成31年1月1日現在、阿南市に住所を有しない方で、阿南市内に事務所・事業所または家屋敷を有する方

※平成31年度市・県民税申告においても引き続き個人番号を利用します。  
よって、市役所へご提出いただく市・県民税申告書にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示または写しの添付が必要になります。詳細は中をご覧ください。

- 1 申告書と印鑑(認め印)
- 2 給与収入がある方は、前年中の源泉徴収票、給与明細、支払証明書など
- 3 公的年金等の源泉徴収票
- 4 営業等・農業・不動産などの収入がある方は、前年中の収入と経費がわかる帳簿・領収書など
- 5 前年中に支払った生命保険料・地震保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書または納付(控除)証明書など
- 6 雑損・障害者・勤労学生各種控除を受けられる方は、領収書・支払証明書・障害者手帳など
- 7 医療費控除を受けられる方は、医療費の領収書・保険金などで補てんされた金額がわかるものなど  
※個人ごとに領収書をまとめて合計しておいてください。
- 8 寄附金税額控除を受けられる方は、寄附金の領収書など

申告をしていただく方

※平成30年分の確定申告をされた方は、市・県民税の申告は必要ありません。

申告相談に必要なもの

## 1 主な所得の種類 (平成30年1月1日から12月31日までの所得)

種類	内容																															
営業等所得	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などいわゆる営業から生ずる所得と、医師、弁護士、大工、外交員、集金人など自由職業または畜産業、漁業など農業以外の事業から生ずる所得です。なお、収入金額は源泉徴収された所得税を差し引く前の金額を記入してください。																															
農業所得	農作物の生産、果樹などの栽培、養蚕・養豚・養鶏などの事業から生ずる所得です。																															
不動産所得	土地や建物などの不動産、地上権、永小作権、借地権などの不動産上の権利などの貸付けによって生ずる所得です。																															
利子所得	公社債および預貯金の利子ならびに合同運用信託、公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいいます。																															
配当所得	株式や出資に係る剰余金の配当・分配、利益の配当、公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託以外の投資信託および特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得をいいます。																															
給与所得	俸給、給料、賃金、歳費、賞などの所得のことです。所得は前年中に収入することが確定した金額(源泉徴収された所得税を差し引く前の金額)で勤務先より受領した源泉徴収票に記載されている給与所得控除後の金額となります。給与所得の金額は「簡易給与所得表」により求めます。なお、申告時には源泉徴収票またはその写しをご持参ください。																															
雑所得	[公的年金等]…国民年金、厚生年金、恩給、企業年金などの所得です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者の年齢</th> <th>公的年金収入金額</th> <th>割合</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">65歳未満 昭和29年1月2日以後に生まれた人</td> <td>1,300,000円以下</td> <td>—</td> <td>700,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円以下</td> <td>75%</td> <td>375,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円以下</td> <td>85%</td> <td>785,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円超</td> <td>95%</td> <td>1,555,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">65歳以上 昭和29年1月1日以前に生まれた人</td> <td>3,300,000円以下</td> <td>—</td> <td>1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円以下</td> <td>75%</td> <td>375,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円以下</td> <td>85%</td> <td>785,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,700,000円超</td> <td>95%</td> <td>1,555,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;計算例&gt; 65歳以上 3,350,000円×75%－375,000円=所得</p> <p>[その他]…原稿料、印税、講演料、放送謝金、国税・地方税の還付加算金、郵政年金、生命保険年金などのことです。なお、収入金額は源泉徴収された所得税を差し引く前の金額を記入してください。</p>	受給者の年齢	公的年金収入金額	割合	控除額	65歳未満 昭和29年1月2日以後に生まれた人	1,300,000円以下	—	700,000円	4,100,000円以下	75%	375,000円	7,700,000円以下	85%	785,000円	7,700,000円超	95%	1,555,000円	65歳以上 昭和29年1月1日以前に生まれた人	3,300,000円以下	—	1,200,000円	4,100,000円以下	75%	375,000円	7,700,000円以下	85%	785,000円		7,700,000円超	95%	1,555,000円
受給者の年齢	公的年金収入金額	割合	控除額																													
65歳未満 昭和29年1月2日以後に生まれた人	1,300,000円以下	—	700,000円																													
	4,100,000円以下	75%	375,000円																													
	7,700,000円以下	85%	785,000円																													
	7,700,000円超	95%	1,555,000円																													
65歳以上 昭和29年1月1日以前に生まれた人	3,300,000円以下	—	1,200,000円																													
	4,100,000円以下	75%	375,000円																													
	7,700,000円以下	85%	785,000円																													
	7,700,000円超	95%	1,555,000円																													
譲渡所得	[総合譲渡]…ゴルフ会員権、機械器具、骨董品などの譲渡による所得です。 [分離譲渡]…土地、建物、株式等資産の譲渡による所得です。																															
一時所得	賞金品、懸賞金品、競馬・競輪の払戻金、生命保険金・損害保険金の返戻金などの所得です。																															
山林所得	5年以上保有している山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡したことによって生ずる所得です。																															

## 2 所得控除金額 (平成30年1月1日から12月31日までに支払ったもの)

種類	内容	控除額
雑損控除	災害・盗難等により資産に損失が生じた場合(消防署か警察署等の証明書添付) ①(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額×10%) ②(損失額－保険金等による補てん額)のうち災害関連支出金額－5万円	①と②のうち、いずれか高い方の金額

種類	内容	控除額														
医療費控除	(支払額)－(補てん額)－(10万円と総所得金額等の合計額の5%のいずれか低い金額)	最高200万円														
スイッチOTC薬控除	(スイッチ OTC 対象医薬品の支払額)－(補てん額)－1万2千円 ※医療費控除とスイッチ OTC 薬控除を併用することはできません。	最高8万8千円														
社会保険料控除	国民(厚生)年金掛金、国民健康保険料(料)、雇用保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、各共済組合掛金など	支払保険料の合計														
小規模企業共済等掛金控除	第1種共済契約に基づく掛金、個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金	支払保険料の合計														
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて、以下の表に基づいて算出した控除額の合計額(最高7万円) 新契約(平成24年1月1日以後に締結したもの) 旧契約(平成23年12月31日以前に締結したもの)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>(支払った保険料の金額)×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>(支払った保険料の金額)×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	12,000円以下	支払った保険料の金額	12,001円～32,000円	(支払った保険料の金額)×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	(支払った保険料の金額)×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円					
支払った保険料の金額	生命保険料控除額															
12,000円以下	支払った保険料の金額															
12,001円～32,000円	(支払った保険料の金額)×1/2+6,000円															
32,001円～56,000円	(支払った保険料の金額)×1/4+14,000円															
56,000円超	28,000円															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>(支払った保険料の金額)×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>(支払った保険料の金額)×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新契約と旧契約の双方について控除の適用を受けられる場合 新契約と旧契約それぞれで算出した金額の合計額が控除額となります(最高2万8千円)。</p>	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	15,000円以下	支払った保険料の金額	15,001円～40,000円	(支払った保険料の金額)×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	(支払った保険料の金額)×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円					
支払った保険料の金額	生命保険料控除額															
15,000円以下	支払った保険料の金額															
15,001円～40,000円	(支払った保険料の金額)×1/2+7,500円															
40,001円～70,000円	(支払った保険料の金額)×1/4+17,500円															
70,000円超	35,000円															
地震保険料控除	地震保険料、旧長期損害保険料それぞれについて、以下の表に基づいて算出した控除額の合計額(最高2万5千円) 地震保険料 旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結したもの)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>地震保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>地震保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の金額	地震保険料控除額	50,000円以下	支払額×1/2	50,000円超	25,000円	支払った保険料の金額	地震保険料控除額	5,000円以下	支払った保険料の金額	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円	15,000円超	10,000円	
支払った保険料の金額	地震保険料控除額															
50,000円以下	支払額×1/2															
50,000円超	25,000円															
支払った保険料の金額	地震保険料控除額															
5,000円以下	支払った保険料の金額															
5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円															
15,000円超	10,000円															
障害者控除	本人または配偶者・扶養親族が次に該当する場合 ①精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にある人 ②知的障害者(療育手帳交付者)…Aは特別障害者 ③精神障害者保健福祉手帳交付者…1級は特別障害者 ④身体障害者手帳交付者…1・2級は特別障害者 ⑤年齢65歳以上の人で、その障害の程度が①、②または④に掲げる方と同程度であるとして福祉事務所の長認定を受けている人	障害者260,000円 特別障害者300,000円 同居特別障害者530,000円														

種類	内容	控除額														
寡婦控除	①夫と死別もしくは離婚後再婚していない人や、夫が生死不明の人で、扶養親族がある人 ②夫と死別後再婚していない人、または夫が生死不明の人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ③夫と死別もしくは離婚後再婚していない人、または夫が生死不明の人で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の人	260,000円 300,000円														
寡夫控除	妻と死別もしくは離婚後再婚していない人、または妻が生死不明の人で、前年の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の人	260,000円														
勤労学生控除	大学生・高校生・一定の専修学校の生徒等で、前年の合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下の人	260,000円														
配偶者控除	合計所得金額が1,000万円以下の納税者が生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が38万円以下の人。上記のうち昭和24年1月1日以前生まれの人は老人配偶者。※内縁関係の人は配偶者には該当しません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納税義務者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	納税義務者の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超 950万円以下	22万円	26万円	950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	
納税義務者の合計所得金額	控除額															
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者														
900万円以下	33万円	38万円														
900万円超 950万円以下	22万円	26万円														
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円														

※年齢の判定時期は、平成30年12月31日の現況によります。(前年中に死亡している場合は、死亡時の現況によります。)

●課税総所得金額の計算

所得金額の合計額	円	－	所得から差し引かれる金額の合計額	円	=	課税総所得金額	千円
----------	---	---	------------------	---	---	---------	----

●税額の計算 ※分離課税に係る所得等がある場合は計算方法が異なりますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

区分	課税総所得金額	税率	算出税額	税額控除等	所得割額	均等割額	年税額
市民税	千円	× 6%	円	－ 円	→ 百円	+	百円
県民税	千円	× 4%	円	－ 円	→ 百円	+	百円

●税額控除等 ※一部控除については、各年度の納税通知書が送達されるまでに申告いただく必要があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

配当所得	課税所得金額	市民税	県民税	前年分の所得税に 係る住宅借入金等特別控除額 (特定増改築等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)	前年分の所得税額 (税額控除適用前の金額)
1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%			
1,000万円超の部分	0.8%	0.6%			

(配当割額または株式等譲渡所得割額の控除)

区分	市民税	県民税
配当割または株式等譲渡所得割	3/5	2/5

(住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税に 係る住宅借入金等特別控除額	前年分の所得税額 (税額控除適用前の金額)
① 前年分の所得税に 係る住宅借入金等特別控除額 (特定増改築等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)	前年分の所得税額 (税額控除適用前の金額)
② 前年分の所得税に 係る課税総所得金額等の5% (限度97,500円)、または7% (限度136,500円) ※平成19年・平成20年に 入居された人については 対象外となります。 (所得税において、15年間の 控除が受けられる特例等 があるため。)	

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

(寄附金税額控除)

税額控除の対象となる寄附先の団体  
①都道府県・市町村または特別区(ふるさと納税)  
②住所地の道府県共同募金会・日本赤十字社支部  
③県、市が条例で指定する団体  
基本控除額=(寄附金額－2,000円)×10%  
(市民税6%、県民税4%)  
※寄附金額は、総所得金額等の30%が限度です。  
①に対する寄附金については、特別控除が加算されます。  
特別控除=(寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の税率×1.021)  
※特別控除額は市・県民税所得割額の20%が限度です。

申告相違の際に必要なマイナンバー関係書類について

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は ●マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

マイナンバーカードをお持ちでない方は ●以下、①番号確認書類と②身元確認書類が必要です。

① 番号確認書類	② 身元確認書類
●通知カード ●住民票(マイナンバーの記載があるもの) など	●運転免許証 ●被保険者証など 詳細は税務課市民税係までお問い合わせください。

平成31年度 市・県民税の主な改正点

配偶者控除および配偶者特別控除の見直しについて

(1) 配偶者控除の見直しについて  
平成31年度市・県民税から、配偶者控除の適用について、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限るものとされ、1,000万円を超える場合には、配偶者控除を受けることができなくなります。控除される控除額については、納税義務者の合計所得金額で区分され、上記の配偶者控除の表のとおりになります。なお、控除を受けるためには、従来どおり、控除対象配偶者の合計所得金額が38万円以下である必要があります。

(2) 配偶者特別控除の見直しについて  
平成31年度市・県民税から、配偶者特別控除の適用について、配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下(給与収入のみの場合で換算すると、103万円超201万5,999円以下)であれば、控除の適用が受けられるように適用範囲が拡大されています。  
また、改正前は、納税義務者の所得金額が1,000万円以下であればその所得にかかわらず、配偶者の所得に応じた配偶者特別控除を受けることができましたが、改正後は、納税義務者の所得金額が900万円を超えた場合、配偶者特別控除の控除額は上記の配偶者特別控除の表のとおり減額されます。

※この説明書は、現行法により作成してありますので、税法の改正により内容が変わることがあります。